

問 政治倫理条例の制定について伺う

答 3月議会、遅くとも6月議会に提案
できるようにと考えている

問 政治倫理条例の
基本的な考え方に
ついて伺う。

町長

今日、国及び各自治体において不正・腐敗は後を絶たない状況である。本町でも、議員ご指摘のとおり、談合、競売競争入札妨害及び贈収賄事件が発生し、町政に対する信頼を損ねる結果となった。これらの事件を二度と起こさないために、再発防止に向けて最善の取り組みを行い、信頼回復に努めていきたいと考えている。

政治倫理条例に対する基本的な考え方は、本条例の対象者は、町長・副町長・教育長及び議会議員と考える

町長

町長に関して平成7年12月に、政治倫理の確立のため「大木町長の資産等の公開に関する条例」が制定されているが、議会議員に関する条例が未制定であり、町政を推進する、両輪の一方のみの条例の制定に留まっている。

議員ご承知のとおり政治倫理条例の目的は、町長、副町長、教育長及び議会議員が「いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己または特定の利益を図ることのないよう必要な措置」を定めることだと理解している。

また、基準としては、不正疑惑行為の自粛、地位利用金品授受の禁止、請負等のあつせん禁止、職員職務遂行への不当介入の禁止、職員の採用等のあつせん禁止などが上げられるものと考えている。

条例制定の目的及び基準等に沿った形で、大木町政治倫理条例審議会において、審議をお願いしたいと思っている。

制定までのスケジュールは、現在、条例制定のための大木町政治倫理条例審議会委員の選任を行っているが、19年中に終える予定である。よって、20年1月中には審議会を立ち上げ実質的な審議をお願いしたいと考えている。

制定の時期は、委員会の進み具合にもよるが、早ければ3月議会、遅くとも6月議会には提案できるように考えている。

なお、職員に関する倫理条例についても、政治倫理条例と並行して制定したい

と考えている。

問 木佐木学童保育所の教室の増築について伺う。

町長

議員ご指摘のとおり、木佐木学童保育所は他校区に比べもつとも面積が狭く、窮屈な状態であることは、現場を視察し認識している。増築に向けて、敷地の管理者である木佐木小学校長及び指導員さんと協議を行っているところである。現在の計画では、学童保育所の西側に増築することで、平成20年度に予算計上する予定としている。

問 訴訟に対する責任について伺う

町長

これも前回で申し上げたが、信義誠実の原則に基づき、学童保育所の管理に関する基本協定書を締結していることで、ことが発生した場合は、お互いに協力し対処しなければならぬと考えている。まずは、事件・事故が起こらないように、行政、運営主体、指導員、保護者、学校等それぞれが自己の役割を果たすことが必要不可欠であろうと考えている。

問 指導員の給与の統一と開所時間の見直しについて伺う。

町長

前回も申し上げたように、学童保育所の運営については、指定管理者制度により、各々の運営委員会において、責任をもって運営をされてある。ただ、町として、同じ町内の学童保育所として、指導員体制